

大阪府学校給食用精米業者選定基準

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「本給食会」という。）の行う大阪府学校給食用精米業者の選定については、この基準に定めるところによる。

1. 納入業者の資格要件

(1) 資格等

- ・農林水産大臣に米穀販売業の届出を行っている者で営業年数が3年以上経過し、営業実績が良好であること。
- ・精米工場は、大阪府内又は大阪府近隣に所在すること。
- ・一般財団法人日本穀物検定協会の「米の情報システム」の登録、一般社団法人日本精米工業会の「F」マークの表示認定、もしくは「精米 HACCP」の認定のいずれかを有していること。
- ・学校給食に深い理解をもち、かつ協力的であるとともに、常に精米の品質向上に努める者であること。
- ・精米業者として社会通念上、不適切な行為をしていないこと、または重大な事故を起こしていないこと。

(2) 精米工場の設備

- ・工場には石抜き機、金属検出機、色彩選別機及びガラス選別機を有していること。
- ・玄米保管用低温倉庫を有していること。
- ・精米の品質を保持し、衛生的に保管できる倉庫を有すること。
- ・食味測定器、米質測定器、水分計、白度計を有し、自主検査機能を有していること。
- ・精米本機馬力数が100馬力以上の能力を有すること。
- ・強化米混入装置を有していること。

2. 納入米穀の条件

(1) 選定期間

- ・選定の期間は当該年12月需要分から翌年11月需要分（12ヶ月）を基本とする。

(2) 玄米の指定

- ・農協、地区を限定したものであること。
- ・国で定める各種基準等に適合していること。また、これを確認することができること。

(3) 取扱米穀の種類

(a) 単一銘柄精米およびブレンド精米

(b) 無洗米

(4) 精米の内容量

- ・精米の内容量は、10kg（無洗米は、10kg及び7kg）とし、強化米を混入したものについては、強化米を含んだ重量とする。

(5) 配送車両

- ・各市町村学校へは衛生的なアルミ箱車で精米を納入出来ること。また本給食会の委託炊飯工場へは、衛生的に管理された有蓋車両で精米を納入できること。

(6) 玄米、精米の検定及び検査

- ・本給食会、または本給食会が第3者機関に依頼して実施する品質検定及び安全確認検査が可能であること。

附則 この基準は平成17年9月8日から適用するものとする。

附則 この基準は平成19年9月10日から適用するものとする。

附則 この基準は平成22年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成23年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成24年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成30年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は令和2年7月1日から適用するものとする。

附則 この基準は令和5年9月15日から適用するものとする。

大阪府学校給食用精米業者選定要領

公益財団法人大阪府学校給食会（以下、「本給食会」という。）が選定する大阪府学校給食用精米業者（以下、「精米業者」という。）の選定については、この要領の定めるところによる。

1. 選定基準

精米業者の選定基準は、本給食会の定める「大阪府学校給食用精米業者選定基準」（以下、「選定基準」という。）による。

2. 選定の手続

①選定を受けようとする者は、本給食会へ次に定める書類を提出するものとする。

- 1) 大阪府学校給食用精米業者選定申請書
- 2) 米穀の出荷又は販売の事業の届出状況確認書
- 3) 定 款
- 4) 営業経歴書
- 5) 決算報告書（最近のもの）
- 6) 最近 1 ヶ年の法人税及び法人事業税納付証明書
- 7) 一般財団法人日本穀物検定協会の「米の情報システム」の登録証（写）、一般社団法人日本精米工業会「F」マークの認定登録証（写）もしくは精米 HACCP 認定証（写）のいずれか
- 8) 取扱責任者届
- 9) 精米工場概要書、施設・器具一覧表、配送車両一覧表

②本給食会は、前項 2 より提出された書類を受理したときは、当該工場を調査のうえ適当と認められるものについて選定するものとする。

3. 選定期限

選定の有効期限は、当該年 12 月需要分から翌年 11 月需要分（12 ヶ月）を基本とする。

4. 選定条件の変更

精米業者が、選定の条件を変更しようとするときは、変更届を本給食会へ提出しなければならない。

5. 選定の取消

①本給食会は、精米業者が次の各号に該当すると認められたときは選定を取り消すことができる。

- 1) 売買契約に違反したとき
- 2) 選定基準に適合しなくなったとき
- 3) 社会通念上、不適切な行為があったとき、または食品衛生上重大な事故が発生したとき

②精米業者が、選定を辞退しようとするときは辞退願いを辞退しようとする日の 3 ヶ月前までに本給食会へ提出しなければならない。本給食会は、辞退願いを受理したときは、選定を取り消すものとする。

6. 納入精米手続

- ①納入を希望する当該米穀年度精米について、本給食会へ次に定める書類を各一部ずつ提出するものとする。
 - 1) 精米納入希望申込書
 - 2) 見積書
 - 3) 玄米産地概要票
 - 4) 玄米産地肥培管理・防除歴
 - 5) 玄米残留農薬検査証および玄米カドミウム検査証
 - 6) DNA検査証
- ②本給食会は、前項①により申請された精米について、学校給食用精米の品質及び価格等を勘案して取扱精米を決定し、関係各市町村教育委員会並びに国、府、私立学校に対して通知するものとする。
- ③関係各市町村教育委員会並びに国、府、私立学校は、前項②により通知を受けた取扱精米の中から納入を希望する精米を選び、年間需要量を本給食会へ申請するものとする。
- ④本給食会は、前項③により申請された精米について、精米業者毎の製造能力、配送能力を勘案して、納入する精米業者を決定するものとする。
- ⑤本給食会は、前項④により決定した精米業者との間に売買契約を締結するものとする。
- ⑥契約保証金 精米業者は、契約時、契約金額の100分の5以上に相当する金額を保証金として本給食会に納付しなければならない。ただし、次に掲げるものに該当するときは、契約保証金を免除することができる。
 - (1) 契約業者が保険会社との間に本給食会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 原則として過去2年の間に本給食会または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を不履行になるおそれがないと本給食会が認めたとき。

7. 大阪府学校給食用精米の納入について

学校給食用精米の納入については「大阪府学校給食用精米納入要項」による。

8. その他の事項

この要領に記載のない事項については、必要に応じ関係衛生機関、関係各市町村教育委員会並びに国、府、私立学校の意見を求め本給食会が決定する。

付	則	この要領は、平成19年9月10日から実施する。
付	則	この要領は、平成22年9月1日から実施する。
付	則	この要領は、平成23年9月26日から実施する。
付	則	この要領は、平成24年9月1日から実施する。
付	則	この要領は、平成29年9月1日から実施する。
付	則	この要領は、平成30年9月1日から実施する。
付	則	この要領は、令和2年9月1日から実施する。